取引基本契約書(案)

甲とことの間の商品の売買に関する基本事項について、 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、 次のとおり契約を締結する。

第1条 (適用範囲)

本基本契約の各条項に定める内容は、甲乙間で別途特約しない限り、本基本契約に基づいて乙が甲に供給する 商品の売買に関する個々の取引(以下個別契約という)について適用される。

個別契約において、本基本契約に定める各条項の一部の適用を排除し、または本基本契約に定める各条項 と異なる事項を定めることができる。

第2条 (個別契約の成立)

個別契約は、原則として、甲が乙あてに注文書を交付し、乙が注文請書を甲あてに提出することにより成立するが、注文書または注文請書の発行を省略し、甲が乙あてに発注し、乙がこれを受諾することによっても成立

第3条(変更・解除による損害補償)

乙の申出によりその損害を補償しなければな 甲の個別契約の変更または解除により乙が損害を受けた場合は、 らない。補償の内容については甲乙協議してこれを定める。

第4条(品質・価格・受渡条件)

代金の支払い方法、受渡し場所、受渡し方法については 乙から甲に売渡される商品に関する品質規格、価格、 別途定める。

第5条 (所有権移転)

乙から甲に売渡される商品の所有権は乙より甲へのその商品の引渡しをもって乙から甲に移転する。 但し、特約により代金の弁済が完了したときに甲へ移転させることができる。

第6条(危險負担)

変質は乙の責に帰すべき事由のある場合を除 前条の引渡し以後に生じた商品の全部または一部の減失、毀損、 き甲の負担とする。

第7条(不可抗力)

機関の事故その他甲または乙の責に帰すべからざる事由により、本契約の全部または一部の履行が遅延または テロ、感染症の蔓延、法令の制定改廃、ストライキその他の争議行為、 不能となった場合、当該当事者はその責を負わない。 地震、台風、水害、火災、戦争、

手方に通知し、影響を最小限にとどめるよう努力しなけれ 2 前項の場合、当該当事者は可能な限り速やかに相 ばならない。

となった場合、甲乙協議のうえ本契約を解除することが 3 不可抗力により○ヶ月以上契約の目的達成が困難

第8条(法令遵守)

の他関係法令の規定がある場合は甲乙協力してこれを遵守 甲乙間で取引される商品について高圧ガス保安法そ しなければならない。

2 甲が乙より購入した商品の貯蔵、運搬、消費中、その商品にかかわる事故または盗難が発生した場合は、 甲は可能な限り速やかに乙に連絡しなければならない。

第9条 (設備・機器の貸与)

乙より甲に貸与する設備、機器等がある場合は、甲乙間において別途個 別に使用貸借または賃貸借契約を締結する。 乙より甲に売渡す商品の供給に関し、

10 第 10 条(取引保証金・担保) 乙は甲の乙に負担する債務を保全するため取引保証金の差入れまたは担保の提供を求めることができ

第11条 (容器の貸与と保証金)

ν) Θ 乙は甲に高圧ガス容器(以下容器という)を貸与する場合がある。 場合、甲は容器について関係法令を遵守し、適切な維持管理を行わなければならない。 乙より甲に売渡す商品の供給に伴い、

2 甲は、特約のない限り、乙にたいし容器保証金を差入れるものとする。

乙は本保証金を無利息にて容器貸借を伴う取引終了まで預かり、貸与容器の全数回収終了後甲に返金するものとする。本保証金の金額、内容については甲乙間で別途定める。

第 12 条(地位・権利義務の譲渡禁止) 甲および乙はそれぞれ自己の契約上の地位を第三者に譲渡する場合は予め相手方の承認をえなければならな

貸与または 第三者に譲渡、 この承認を得ないで、 2 甲は乙より貸与された設備、機器容器および付属品を、 担保の目的に供してはならない。

容器または付属品を紛失、損傷または盗まれた場合は、乙に対し、 第13条(貸与物件の損害賠償) 甲が乙から貸与された設備、機器、 害の賠償をしなければならない。

2 前項の損害賠償額は、当該物件の仕入価額または再購入価額のいずれか高い方の金額とする。3 当該物件の取付費用その他の経費が必要な場合は、甲はこの経費も負担する。

第14条 (保証金との相殺)

前条の損害賠償が発生した場合、乙は第11条の定めにより甲より預かった容器保証金をその損害賠償金の全部または一部と相殺できるものとする。この場合、乙は甲に対して容器保証金の再差入れを求めることができ るものとする。

第15条 (相殺)

甲乙ともにそれぞれ相手方に対して債権、債務を有しているときはその債権および債務を対当額にて相殺でき のとする。

第16条(契約解除) 甲または乙が本基本契約の期間内に契約の解除を申し出た場合は、双方協議し、合意のうえ本基本契約を解除 することができる。

2 甲または乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は何等の催告その他の手続きを要せず、本基 本契約および個別契約の一部または全部を解除することができる。

(1) 本基本契約または個別契約の定めに違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されないとき

- 妣 第20条(反社会的勢力の排除)に違反したと
- 営業の取消し、営業停止などの処分を受けたとき
- または租税滞納処分を受けた 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、 (4)
- 支払停止または支払い不能の状態に至ったと
- (6) 破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てを受けたとき
- 470 破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てをしたと
- 営業の廃止もしくは変更または合併もしくは解散の決議をしたとき
- (9) 財産状態がきわめて悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- 3. 前項の規定により契約を解除した当事者に損害が生じた場合は、契約違反をした当事者は相手方に対しその 損害を賠償しなければならない。

第 17 条(期限の利益喪失)

該当した当 事者は相手方より何等の催告を受けなくても、期限の利益を失い、相手方に対してその債務を即時弁済しなけ 前条第1項の規定により本契約が合意解除された場合、または前条第2項各号に該当した場合は、 ればならない。

機器、容器等を甲の費用で直ちに返却しなければならな 甲が前条第2項に該当した場合は、借受けた設備、

この場合、乙は取引保証金または容器保証金をその債権と対当額にて相殺できるものとす

第18条(秘密保持)

を、契約の有効期間中は勿論その終了後といえども、相手方の承認を得ないで第三者に開示または漏洩しては 甲および乙は本基本契約または個別契約履行の課程で開示を受けまたは知り得た相手方の業務上の機密事項 ならない。但し、公知、公用のものはこの限りではない。

第19条(個人情報保護および情報セキュリティ)

灑 2 甲および乙は、前条の秘密情報および本条の個人情報について、適切な情報セキュリティ対策を講じ、 甲および乙は、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、個人情報を安全に管理しなければならない。 ・改ざん・紛失を防止する義務を負う。

第20条(反社会的勢力の排除)

社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しな 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、 いこと、および反社会的勢力と以下の関係を有しないことを表明し、保証する。 甲および乙は、自己ならびにその役員および主要な使用人が、

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- 用していると認められる関係 (3) 不正の利益を図る目的等で反社会的勢力を利
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する関係
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
 - の催告を要せず直ちに本契約を解除できる。 2 甲または乙が前項に違反した場合、相手方は何ら
- り生じた損害について相手方に一切の請求を行わない。 3 前項により契約を解除された当事者は、これによ

第21条(契約不適合責任)

品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであ るときは、甲の請求により、相当の期間内に無償で修補または代替品の提供を行うものとする。 乙は、本契約に基づき甲に引き渡した商品が種類、

- 前項の請求は、甲が商品を受領した日から○年以内に行わなければならない。
- 当該損害賠償の請求は 3 契約不適合により甲に損害が生じた場合、乙はこれを賠償する責を負う。ただし、 商品受領から○年以内に行わなければならない。

第 21 条の 2(贈収賄防止およびコンプライアンス)

甲および乙は、国内外の法令を遵守し、贈収賄その他の不正行為を行わないものとす

10 また、独占禁止法、不正競争防止法、輸出管理関連法規その他取引に関連する法令を遵守す

環境負荷の低 第 21 条の 3 (環境保全) 甲および乙は、環境保全に関する法令を遵守し、有害物質の適切な管理・廃棄を行うとともに、 減に努める。また、持続可能な社会の実現に向けて協力する。

第21条の4 (高圧ガスの安全管理および誤用防止)

について、関係法令を遵守するとともに、別途定める「高圧ガス安全管理に関する覚書」に従い、適正な管理 甲は、乙から購入した高圧ガス(特にヘリウムガス、亜酸化窒素等の吸引により健康被害の恐れがあるガス) および誤用・乱用の防止に努めなければならない。

- 甲は、ガスの盗難、紛失、不正使用、事故等が発生した場合は、直ちに乙に報告しなければならない。 3 2
 - 甲が本条または前項の覚書に違反した場合、乙は取引の停止または本契約の解除をすることができ

第22条(紛争解決)

本基本契約および個別契約において、甲乙間に紛争が生じた場合は甲乙ともに誠意をもってその解決にあた ものとする。

2 当事者の協議により解決できない場合には ○○地方裁判所をもって管轄裁判所とすることに甲乙は同意す

第23条(有効期間)

本基本契約の有効期間は契約締結の日から3年間とする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方また は一方より異議の申出がない場合は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする

第 24 条(協議)

これを定める。 本基本契約に定めなき事項は甲乙協議のうえ、 各1通を保有する 本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、

\square \mathbb{H}

卅

甲 名称 代表者

딮

住所

乙名称 代表者

믒

[取引基本契約書(案)使用の手引き]

| 坦 | Ľ |
|-------|---|
| H | 7 |
| 6 | 3 |
| ١. | ٦ |
| ₹ | Ξ |
| 1/ XX | |
| * | Ξ |

- 1. 以下の必須事項を記入
- 2. 選択的条項の採否を決定 (不要な条項は削除)
- 3. 区切り線 (---) をすべて削除
- 4. 最終確認後、正式版として使用

■記入必須事項

- □ 第7条3項:不可抗力解除期間(例:3ヶ月、6ヶ月)
- □ 第 21 条 2 項・3 項:契約不適合責任期間(例:1 年、2 年)

※民法の原則は引渡しから1年

□ 第 22 条 2 項:管轄裁判所(例:東京地方裁判所、大阪地方裁判所)

■選択的条項の扱い

パターン 1: 両方採用する場合

- ・第21条の2 (贈収賄防止) → そのまま
- 第21条の3 (環境保全) → そのまま

パターン2:贈収賄防止のみ採用

- ・第21条の2 (贈収賄防止) → そのまま
- ・第 21 条の 3 (環境保全) → 削除

パターン3:環境保全のみ採用

- ・第21条の2 (贈収賄防止) → 削除
- ・第21条の3 (環境保全) → [第21条の2 (環境保全)] に変更

パターン4:両方とも不採用

・第21条の2、第21条の3→両方削除

※いずれの場合も第 22~24 条の条番号は変更不要

※推奨事項:

契約書作成日を必ず記入すること

甲・乙の会社名、住所、代表者名を正確に記入すること

押印は代表者印(実印)を使用することが望ましい

★★印紙税を課税対象外とするための重要事項★★

この契約書は「基本契約」として印紙税の課税対象外となるよう設計されています。

以下の点を厳守してください:

【絶対に記載してはいけない事項(印紙を不要とするために)】

- 1. 具体的な商品の数量 (例: 「月間○○トン」「年間○○本」等)
- 2. 具体的な金額・単価(例: [1本あたり○○円] 「総額○○万円]等)
- 3. 具体的な契約総額

【印紙税回避の仕組み】

- ・この基本契約書は「取引の枠組み・条件」のみを定める
- ・実際の数量・金額・取引条件は、個別の「注文書」「注文請書」で定める
- ・個別の注文書・注文請書には印紙税が必要(第2号文書または第7号文書)
- ・しかし基本契約書自体は「継続的取引の基本となる契約書」(第7号文書の2)として、記載金額 がなければ印紙税 4,000 円が不要

[第4条について]

第4条 (品質・価格・受渡条件)

ついては別途定める。

この「別途定める」という表現により、具体的金額を本契約書に記載しないことが重要です。

(温)

- ・第4条や他の条文に「単価表」を添付したり、具体的な価格を記載すると、印紙税の課税対象となる可能性があります
- ・価格・数量等は必ず「個別の注文書・契約書」で定めてください

この契約書は印紙税非課税の基本契約書として問題なく使用できます。必要事項を記入し、選択的条項の採否を決定した上で使用してください。特に印紙税の取り扱いについては適切に設計されており、基本契約書として 4,000 円の印紙税が不要となる構成になっています。

注)本契約書(案)をひな形として配布する場合は、本「使用の手引き」を必ず付加すること。

理に関する覚書 (案) 高圧ガス安全管

「乙」)は、○年○月○日付取引基本契約書第 21 条の 4 に基 づき、高圧ガスの安全管理および誤用防止について、以下のとおり覚書を締結する。 株式会社〇〇(以下「甲」)と〇〇〇〇株式会社(以下

る健康被害を防止し、安全な取引を確保することを目的とす 第1条(目的) 本覚書は、高圧ガスの誤用・乱用によ

ó

本覚書の対象は、以下のガスとす 第2条 (対象ガス)

(1) ヘリウムガス (風船用を合む)(2) 亜酸化窒素 (食品加工用を含む)

(4) その他、吸引により健康被害の恐れがあるガス でこが指定するもの

甲は、対象ガスを以下の正 (3)酸素 (医療用途を除く)

当な目的にのみ使用し、人体への直接吸引その他の不適正使用 第3条 (使用目的の制限) を行わない。

(2)医療用途(医療機関における適正使用) (1) 産業用途 (溶接、分析、製造工程等)

(3) 食品加工用途(エスプーマ等の正規使用)

甲は、以下の管理体制を整備する 第4条(管理体制)

(4) その他乙が承認した用途

(1) 容器保管場所の施錠管理

(3) 使用者の限定および使用記録の作成

(2) 容器の入出庫記録および在庫管理

(4) 従業員への安全教育 (年1回以上)

(2) 第三者への無断貸与・譲渡 防止措置を講じる。 を禁止し、 甲は、従業員による以下の行為 第5条 (従業員管理)

(1) 業務外使用および私的持ち出し

(3) 管理記録の改ざん

2 甲は、必要に応じて従業員から誓約書を徴求する。

三者に再販売する場合、以下を遵守する、 甲が販売店として第 第6条 (転売・再販売時の責任)

(1) 販売先の事業内容・使用目的の確認

(2) 本覚書と同等の管理を販売先に求める

(3) 以下への販売禁止

・不適正使用の恐れがある者 ・本人確認不能者

(4) 販売記録の作成・保管(5 年間)

告する。 甲は、以下の事項を直ちに乙に報 第7条 (報告義務)

従業員の不正行為の発覚 (4)

(1) 容器・ガスの盗難、紛失、所在不明 (2) 不正使用・誤用の発生または疑い

販売先での上記事象(販売店の場合) (2)

(3) 事故・健康被害の発生

況を検査できる 乙は、事前通知により甲の管理状 第8条(立入検査)

2 甲は、乙の改善指導に従う。

置を取ることができ

本覚書違反時、乙は以下の指 (1) 対象ガスの販売停止・制限 第9条 (違反時の措置)

(2) 取引基本契約の解除 (3) 損害賠償請求 甲の管理不備により第三者に損害が生じた場合、甲が全責任を負い、乙を免責する。 第10条 (免責)

の有効期間とし、自動更新も同様とする。 本覚書は取引基本契約書と同一 第11条 (有効期間)

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(SDGs 対応条項関連) [取引基本契約書(案)使用の手引き]

■SDGs 対応条項と覚書の活用について

第 21 条の 4(高圧ガスの安全管理および誤用防止)と覚書の運用

の条項は全溶連の SDGs 宣言(目標 3:すべての人に健康と福祉を)に対応し、高圧ガスの誤用・乱用防止 を目的としています。

【運用方法】

以下のいずれかに該当する場合は、覚書の締結を必須と 1. 覚書を締結すべき顧客の判定基準

- エスプーマ用カートリッジの転用防止

亜酸化窒素:

- 飲食店での従業員管理の徹底を要請

- 大量購入時は使用目的を詳細確認

かる

- 亜酸化窒素(エスプーマ用等)を取り扱う飲食店・食品 - ヘリウムガス(風船用含む)を定期購入する顧客

- 酸素を医療用途以外で使用する顧客(工業用、DIY 関連等)

- 過去に管理不備・容器紛失等のトラブルがあった顧客

- 溶接・溶断用でも過度な吸引リスクあり

- 医療用以外は全て覚書対象

DIY 需要増加に伴う管理強化

【実務上の留意点】

1. 文書管理

. 不特定多数への再販売を行う販売店

2. 段階的な管理強化

高リスク顧客 → 基本契約書+覚書+誓約書 中リスク顧客 → 基本契約書+簡易誓約書 低リスク顧客 → 基本契約書のみ

3. 覚書締結のタイミング

- 新規取引開始時 (高リスクガス取扱いの場合)

既存顧客でトラブル発生時

年次更新時に必要性を判断

- 事故事例を踏まえた覚書内容の改定

- 新たな誤用パターンへの対応追加

- 年1回、顧客のリスク評価を更新

2. 定期的な見直し

- 顧客別リスク評価シートの作成 - 覚書は基本契約書と一体管理

- トラブル履歴の記録と共有

4. 覚書締結を拒否された場合の対応

- 該当ガスの販売見合わせ

- 数量制限での対応

の提案 - 代替品 (リスクの低いガス)

- 誤用防止ポスター・チラシの提供

- 事故事例集の配布

- 顧客向け安全講習会の開催

3. 教育・啓発活動

【対象ガス別の注意点】

へリウムガス:

- 風船用でも酸欠リスクあり

- イベント業者は特に注意(一般客の誤用リスク)

「変声用」等の表示・広告の禁止を指導

4. 緊急時対応

- 24 時間連絡体制の整備

- 事故発生時の対応フローの明確化

関係機関(消防、警察、保健所)との連携

【戸紙税にしこわ】

覚書も基本契約書同様、具体的な数量・金額を記載しない限り印紙税は不要です。